

危機の克服でも、中央政府に頼らぬ分権、自治の確立を

末田一秀（自治労大阪府職）

個人 HP「環境と原子力の話」

<http://homepage3.nifty.com/ksueda/>

国民保護計画をめぐる動き

2003 年度 武力攻撃事態対処法成立 国民保護法のあり方をめぐる議論
2004 年春 通常国会での国民保護法案議論 6 月 14 日に成立 9 月 17 日施行
2005 年 3 月 都道府県議会で国民保護協議会条例制定議論
2005 年度 都道府県国民保護計画策定作業 秋ごろからパブコメ実施
2005 年 11 月 27 日 国主催の初の国民保護訓練
2006 年 3 月 市町村議会で国民保護協議会条例制定議論
2006 年度 市町村国民保護計画策定作業 秋ごろからパブコメ実施
2006 年 8 月～ 今年度の国主催の訓練

⇒ 運動側の議論、取り組みは、後手に回ったのではないか

私の取り組みスタンス

- ・ 自治体は法に基づく国民保護計画を作らざるを得ない
計画作成に対して、内容をチェックし問題のある記述を排除する努力を呼びかけ
- ・ 具体的に検討すれば、真に国民を保護するためには戦争やテロをなくす努力しかないという結論に

⇒ 正しい情報と広範な議論で、逆風をチャンスに

国民保護計画の論点

法や基本指針が問題を抱えていること前提に計画作りすることの困難さ

1. 国民保護法の問題点

基本的人権や報道の自由は保障されるか？

協力を強制されることはないか？

外国籍市民等への差別は？

国と地方の役割分担は？

従事者の安全確保は？

2. 「国民保護に関する基本指針」の問題点

武力攻撃事態等の想定の問題

対象自治体の指定の問題

警報の発令、通知と伝達の問題

避難の問題

生活関連等施設の安全確保

原発停止の問題と停止の効果

⇒ それぞれの具体的な問題点は、個人 HP の「国民保護計画への対処法」参照を

都道府県計画の評価

- ・ 都道府県国民保護モデル計画を踏襲

例) 国民保護計画の啓発における学校教育

基本指針(2005年3月25日閣議決定)の記述

「国民への啓発」の項の中の「教育」の言葉だけ

「国は、地方公共団体の協力を得つつ、パンフレット等防災に関する啓発の手段等も活用しながら、国民保護措置の重要性について平素から教育や学習の場も含め様々な機会を通じて広く啓発に努めるとともに、…」

都道府県国民保護モデル計画(2005年3月31日消防庁)の記述

「国民保護措置に関する啓発」に「学校における教育」の項立て

「県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。」

都道府県計画

- ・ 47 都道府県中 41 計画でモデル計画を踏襲した記述

「学校教育」記述なし 宮城県、埼玉県、岐阜県、愛知県、大阪府、宮城県

⇒ 中央統制に貫かれた計画作りの実態

- ・ 独自の特徴を示した例

名称の工夫:「福島県民等保護計画」

平和の努力を明文化:「長崎県民は、安全で幸福な生活と、自由で平和な社会が永遠に維持されることを念願している。国民の安全を確保し平和を維持するためには、国において、諸外国との友好に努め、一層の外交努力が払われることが何よりも重要であり、県としても、今後とも平和へのはたらきかけを行っていくものである。」他に広島県と兵庫県のみ

基本方針に「放送事業者への表現の自由への配慮」を追加:北海道、佐賀県

「防災計画の蓄積の活用」を追加:山形、大阪、奈良、香川、愛媛
原発等の立地に関する配慮に言及:青森、福井、島根

「地域特性への配慮」を追加:神奈川、新潟、鹿児島、沖縄など

緊急対処事態にサリンの散布、大量輸送機関の爆破、核燃料輸送の爆破の3つを独自に想定:埼玉県

今後の運動の方向性

1. 市町村計画への対応

- ・何をベースに策定された(る)か 都道府県計画 or 市町村モデル計画
- ・埼玉県、鳥取県、群馬県、福井県と大阪府は、独自の市町村モデル計画を作成
- ・市町村モデル計画(2006年1月31日消防庁)で新たに示された「現地調整所」「テント等を用いて設置することが一般的」「他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市(町村)の職員を積極的に参画させることが必要」
どうみても自衛隊が主導権を持つ。 計画に書かせない取組みを

⇒ パブリックコメント等の残された機会での意見反映を

2. 国民保護訓練への対応

- 今年の実動訓練 石油化学コンビナートへのテロ(8月25日北海道)
原発へのテロ(9月29日茨城県)
大規模集客施設への化学テロ(11月26日鳥取県)

⇒ 訓練の目的、想定、内容に問題がないか、訓練参加への強制がないか、訓練が与える市民の意識に与える影響はどのようなものか、常に検証が必要。

3. ジュネーブ条約追加議定書(議定書)をどう生かすか

- ・無防備地域宣言運動で注目された追加議定書

第五十九条 無防備地区

- 1 紛争当事者が無防備地区を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。
- 2 紛争当事者の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近又はその中にある居住地区であって敵対する紛争当事者による占領に対して開放されるものを、無防備地区として宣言することができる。無防備地区は、次のすべての条件を満たしたものとす。
 - (a) すべての戦闘員が撤退しており並びにすべての移動可能な兵器及び軍用設備が撤去されていること。
 - (b) 固定された軍事施設の敵対的な使用が行われないこと。
 - (c) 当局又は住民により敵対行為が行われないこと。
 - (d) 軍事行動を支援する活動が行われないこと。

- ・国民保護法・計画との整合性も点検必要 避難誘導に自衛隊はあたれるか

第四十八条 基本原則

紛争当事者は、文民たる住民及び民用物を尊重し及び保護することを確保するため、文民たる住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを常に区別し、及び軍事目標のみを軍事行動の対象とする。

第六十七条 文民保護組織に配属される軍隊の構成員及び部隊

- 1 文民保護組織に配属される軍隊の構成員及び部隊は、次のことを条件として、尊重され、かつ、保護される。
- (a) 要員及び部隊が第六十一条に規定する任務のいずれかの遂行に常時充てられ、かつ、専らその遂行に従事すること。
 - (b) (a) に規定する任務の遂行に充てられる要員が紛争の間他のいかなる軍事上の任務も遂行しないこと。
 - (c) 文民保護の国際的な特殊標章であって適当な大きさのものを明確に表示することにより、要員が他の軍隊の構成員から明瞭に区別されることができると及び要員にこの議定書の附属書 第五章に規定する身分証明書が与えられていること。
 - (d) 要員及び部隊が秩序の維持又は自衛のために軽量の個人用の武器のみを装備していること。第六十五条 3 の規定は、この場合についても準用する。
 - (e) 要員が敵対行為に直接参加せず、かつ、その文民保護の任務から逸脱して敵対する紛争当事者に有害な行為を行わず又は行うために使用されないこと。
 - (f) 要員及び部隊が文民保護の任務を自国の領域においてのみ遂行すること。
 - (a) 及び (b) に定める条件に従う義務を負う軍隊の構成員が (e) に定める条件を遵守しないことは、禁止する。
- 2 (略)
- 3 文民保護組織に配属される部隊の建物並びに主要な設備及び輸送手段は、文民保護の国際的な特殊標章によって明確に表示する。この特殊標章は、適当な大きさのものとする。

自衛隊法第 77 条の 4 の国民保護法等派遣は上記条件を満たすのか

参考) 自衛隊法	防衛出動	第 76 条
	国民保護等派遣	第 77 条の 4
	治安出動	第 78 条、第 81 条

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する必要がある。(都道府県モデル計画)

・基地撤去運動の根拠にも

- 第五十八条 攻撃の影響に対する予防措置
- 紛争当事者は、実行可能な最大限度まで、次のことを行う。
- (a) 第四条約第四十九条の規定の適用を妨げることなく、自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事目標の近傍から移動させるよう努めること。
 - (b) 人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避けること。
 - (c) 自国の支配の下にある文民たる住民、個々の文民及び民用物を軍事行動から生ずる危険から保護するため、その他の必要な予防措置をとること。

⇒ 改憲の動きの中で、地域の創意工夫による平和力が問われる時